

# 要介護認定のながれ

介護保険サービスを利用するには、まず介護が必要であるという「認定」の申請が必要です。

申請

## 1 市役所に要介護認定の申請をします

介護福祉課(市役所南庁舎1階15番窓口)に申請をします。

本人・家族以外に地域包括支援センター(P.30)、ケアマネジャー、介護保険施設でも代行できます。

「介護保険主治医意見書作成のための問診票」

新規申請や主治医が変更になった時は、主治医に提出して心身の状態を伝えることをおすすめします。

市役所窓口、ホームページ、ケアマネジャー等から入手できます。

### 申請に必要なもの

- 申請書(窓口で記入できます)  
主治医の氏名、医療機関名も記入が必要です
- 介護保険被保険者証
- 40～64歳の方は、  
健康保険被保険者証

## 2 認定調査員が調査にうかがいます 主治医が意見書を作成します

### 認定調査

認定調査員が、自宅や施設などに行きまわります。全国共通の調査票により、食事や入浴など日常生活動作、心身の状態などの項目について、動作を行っていただいたり、本人や家族から聞き取りをさせていただきます。

### 主治医の意見書

市からの依頼により、介護を必要とする原因疾患等について主治医が意見書を作成します。

## 3 審査・判定をします

### 一次判定 (コンピュータ判定)

認定調査の結果と、主治医の意見書に基づいてコンピュータに入力し、一次判定を行います。

### 二次判定 (介護認定審査会)

一次判定結果と、認定調査・主治医の意見書をもとに保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会が、どのくらい介護が必要かなどについて審査します。

### 認定の区分

介護が必要な割合  
(要介護度)

要介護5	↑ 重い
要介護4	
要介護3	
要介護2	
要介護1	
要支援2	↓ 軽い
要支援1	
非該当	

## 4 認定結果の通知が届きます

認定結果は、原則として申請から30日以内に市から通知されます。

認定結果通知書と新しい保険証が郵送で届きます。

保険証にてご自身の要介護度と、認定の有効期間を確認してください。

### こんなときにも、申請が必要です

- 有効期間終了後も継続してサービスを利用する場合には、更新申請が必要です。
- 有効期間が一度終了したあとに再び介護保険サービスを利用するには、改めて新規申請が必要です。
- 認定の有効期間内であっても、心身の状態が大きく変わり介護の必要量が明らかに増減したときは、区分変更の申請をすることができます。 ※全て、申請から結果通知までのながれは上記と同じです。